

町の制度や政策学びませんか

まちづくり出前講座

町では「まちづくり出前講座」を実施しています。

同講座は、町で行うさまざまな制度や政策について町民の皆さんへ情報を提供し、広く町政に関する理解を深めてもらうことで、住民協働を進めることを目的としています。町内の団体やグループなどであればどんなでも開催でき、受講する皆さんの要望に応じて、各担当課の職員が講座を行います。

なお、この講座は皆さんの相談や要望などをお聞きするものではありませんので、ご理解をお願いします。

同講座の開催を希望する人は、開催希望日の2週間前までに申し込みください。

▽開催時間 ▼平日：午前10時

～午後9時 ▼土・日曜日、祝

日：午前10時～午後4時

※原則として、開催時間は講座1回につき2時間以内としてください。

▽開催場所

町内の公共施設や事業所の会議室、学校など（個人のお宅では行いません）

※会場の確保や開催告知など、講座を行うための準備は主催者側で行っていただきます。

▽申込方法

町ホームページまたは復興企画課に備え付けの申込用紙に必要な事項を記入し提出

◆申込先・問い合わせ

復興企画課 コミュニティ推進係（☎82-3111 内線361）へどうぞ。



お気軽にお申し込みください

固定資産税に関するお知らせ

■期限までに固定資産税の納付を

平成31年度の賦課期日（平成31年1月1日）に課税となる資産を所有する人には固定資産税の納税通知書を4月中旬までに送付しますので、期限までに納付をお願いします。

なお、所有する資産が全て課税減免または免税点未満となった人には、納税通知書は送付しません。

▷納期限 ▶第1期…5月7日▶第2期…7月31日

▶第3期…12月2日▶第4期…来年1月31日

■震災減免特例措置を継続

津波浸水区域の土地や家屋に対する固定資産税の税額について、減免する措置を平成32年度まで継続します。減免対象区域については右表をご確認ください。

■固定資産税の縦覧

平成31年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行います。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧制度によりほかの固定資産の価格や面積などを見ることができる制度です。所有者や課税内容は非公開となります。

▷縦覧期間 4月1日～5月7日（土・日曜日、祝日は除く）

▷時間 午前8時半～午後5時15分

▷場所 町税務課

▷縦覧できる人 ▶納税義務者▶納税管理人▶代理人——など

▷持ち物 本人確認証明書（運転免許証、保険証など）、認印

◆平成31年度の震災減免対象区域

地 区	区域の全部或いは一部が減免となる住居表示または地番
境田町	1番～12番、15番～25番
川向町	1番～21番
中央町	1番～16番
八幡町	1番、2番、4番～12番
後楽町	1番～4番、6番、7番
北浜町	1番～4番、7番～14番
飯 岡	第1地割、第2地割
長 崎	一丁目～四丁目
山 田	第1地割～第6地割、第9地割～第14地割
船 越	第3地割～第16地割、第18地割～第23地割
織 笠	第1地割～第3地割、第6地割～第9地割、第11地割～第14地割
大 沢	第1地割～第3地割、第5地割～第13地割

※代理人の場合は委任状も必要です。

◆問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114、118.）へどうぞ。

平成28年台風10号により被災した皆様へ

宮古市、久慈市および岩泉町内に所在する不動産が台風10号により被災し、その代わりとして不動産を取得した人に対する不動産取得税の減免措置の対象要件が「平成35年3月31日までに取得」した場合に改正されました。詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 宮古地域振興センター県税室（☎64-2212）へどうぞ。